

鳥取県立博物館のカフェ区画(以下単に「カフェ区画」という。)を適切にカフェ運営していくことができる者に使用させるため、カフェ区画におけるカフェの運営に関する企画提案(以下「カフェ提案」という。)を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年12月10日

鳥取県立博物館長 片山 暢博

1 使用許可

優れたカフェ提案を行い、カフェ区画で最も適切にカフェを運営していくことができると認められた者から申請があったときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により次のとおりカフェ区画を使用することを許可する。

(1) 使用目的

鳥取県立博物館の利用者に飲食サービスを提供するカフェの運営

(2) 使用場所

鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館1階のカフェ区画 35.16平方メートル

(3) 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和13年3月31日までは、両者協議の上、1年間ずつ使用期間を更新することができる。

(4) その他

使用に当たっては、別に定める「博物館カフェ区画使用許可条件」を遵守すること。

2 応募資格

令和8年1月14日に次に掲げる要件を全て満たしている者でなければ、カフェ提案を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から令和8年1月14日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人にあっては、鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所(従業員が常駐していることが確認できるものに限る。)を有すること。
- (4) 過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていないこと。
- (5) 鳥取県税の滞納がないこと。
- (6) 2年以上にわたって飲食店を運営した実績があること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

3 応募手続

(1) 関係書類の入手

応募から選定までの手順等を説明する書類「博物館カフェ提案募集説明書」(以下「説明書」という。)及び1の(4)の条件を記載した書類「博物館カフェ区画使用許可条件」は、

この公告の日から令和8年1月14日(水)までの間(以下「応募期間」という。)に鳥取県立博物館のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>)から入手すること。ただし、それにより難い者には、次に定めるところにより直接交付する。

ア 交付期間及び時間

応募期間(令和7年12月29日(月)から令和8年1月3日(土)までの間を除く。)の各日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館総務課

電話 0857-26-8042

ファクシミリ 0857-26-8041

電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 応募書類の提出

カフェ提案をしようとする者は、説明書に定める応募書類4部を前記(1)のアに定める期間及び時間に前記(1)のイに定める場所に郵送(当該期間及び時間内必着)し又は持参すること。

(3) 応募資格等の審査

前記(2)により提出された応募書類を審査した結果、応募資格があり、書類形式等も整っていると認められたときは、その旨を応募者に通知する。

4 企画提案の審査

3の(3)の通知を受けた応募者のカフェ提案については、別に定めるところにより設置する審査委員会(以下「委員会」という。)で、3の(2)により提出された応募書類の記載の内容について、説明書に定める審査基準に従って審査・採点を行い、最も優れた提案をした者を選定する。

5 その他

4により選定された者とカフェ区画の使用条件等について協議し、協議が整ったときは、その者を1に定めるところによるカフェ区画の使用を許可すべき者に決定する。当該協議が整わないときは、説明書に定めるところに従って4の審査・採点の結果が次点以下の者と協議していく。